

○福智町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月6日

規則第52号

改正 平成18年9月27日規則第104号

平成18年9月27日規則第106号

平成21年5月28日規則第9号

平成24年6月19日規則第8号

平成28年9月8日規則第12号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、福智町子ども医療費の支給に関する条例（平成18年福智町条例第109号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平21規則9・平28規則12・一部改正)

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ子ども医療費受給資格認定申請書に次の各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(平21規則9・全改、平24規則8・平28規則12・一部改正)

(医療証の交付及び未交付の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証（以下「医療証」という。）の交付は、町長が同条同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査したうえ、行うものとする。

2 町長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(平21規則9・全改、平28規則12・一部改正)

(医療証の更新申請等)

第4条 条例第2条第1号に掲げる子どもの受給資格者は、6歳に達する日の属する年度の3月1日から同月31日までの間に、子ども医療証更新申請書により医療証の更新を申請することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。

3 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに町長に返還しなければならない。

(平21規則9・全改、平24規則8・平28規則12・一部改正)

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、よごし、又は失ったときは、医療証の再交付申請書を町長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又はよごした場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(平21規則9・一部改正)

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保

険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション、その他町長の定める病院、診療所、薬局（以下「保険医療機関等」という。）とする。

（平21規則9・一部改正）

（子ども医療費の請求）

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費の支払を町長に請求しようとするときは、請求書を町長に提出しなければならない。ただし、子どもが国民健康保険の被保険者以外にあっては、子ども医療費請求書を提出するものとする。

（平18規則106・平21規則9・平28規則12・一部改正）

（子ども医療費の支給申請）

第8条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども医療費支給申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、子どもが福智町国民健康保険の被保険者であつて、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

（平21規則9・平28規則12・一部改正）

（子ども医療費に関する決定の通知）

第9条 町長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

（平21規則9・平28規則12・一部改正）

（届出）

第10条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）子どもの住所及び氏名

（2）子どもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名

（3）受給資格者の住所及び氏名（受給資格者が被保険者等でない場合のみ）

（4）子どもの死亡

（5）子どもの被保険者等

（6）子どもの被保険者等に係る保険者

（7）その他町長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証を添え、これを町長に提出しなければならない。

3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを町長に提出しなければならない。

4 受給資格者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を、直ちに町長に届け出なければならない。

（平21規則9・平28規則12・一部改正）

（様式）

第11条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

（1）子ども医療費受給資格（認定・更新）申請書兼台帳 様式第1号

（2）子ども医療証 様式第2号

（3）子ども医療証再交付申請書 様式第3号

（4）子障親医療費請求書（医科、歯科用） 様式第4号

（5）子障親医療費請求書（調剤用） 様式第5号

（6）子障親訪問看護療養費請求書 様式第6号

- (7) 子ども医療費支給申請書 様式第7号
- (8) 子ども医療変更届 様式第8号
- (9) 第三者の行為による被害届 様式第9号
- (10) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第10号  
(平21規則9・旧第11条繰下・一部改正、平28規則12・旧第12条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の赤池町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和52年赤池町規則第3号)、金田町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年金田町規則第135号)又は方城町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和62年方城町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月27日規則第104号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、注意事項3の「(3歳に達する日の属する月の末日までにある者を除く。)」の規定については、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月27日規則第106号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 規則第11条に定める様式第4号から第6号までの様式については、当分の間、改正前の様式を準用して使用することができる。

附 則(平成21年5月28日規則第9号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の福智町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、福智町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成20年福智町条例第20号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続きをすることができる。

附 則(平成24年6月19日規則第8号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、改正後の福智町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、福智町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成24年福智町条例第10号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続きをすることができる。

附 則(平成28年9月8日規則第12号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の福智町子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定により福智町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成28年福智町条例第9号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付の手続きをすることができる。

- 様式第1号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第2号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第3号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第4号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第5号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第6号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第7号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第8号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第9号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)
- 様式第10号 (第11条関係)  
(平28規則12・全改)